

京都府住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事が行う住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(知事が必要と認める図書)

第2条 省令第10条第7号に規定する知事が必要と認める書類は、別表第1左欄の区分に応じ、同表右欄に定める書類とする。

(取下げの届出)

第3条 法第9条第1項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請（以下「登録申請」という。）をした者は、当該申請を取り下げようとする場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ届出書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(登録の通知)

第4条 法第10条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（第2号様式）により行うものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第5条 法第10条第4項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（第3号様式）により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第6条 法第11条第2項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（第4号様式）により行うものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第14条第1項の規定による届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（第5号様式）により行うものとする。

(代理者による申請又は届出)

第8条 第3条又は前条の届出は、代理者によって行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類を添えて行うものとする。

(報告の徴収)

第9条 登録事業者は、法第22条の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の整備に関する工事が完了した旨の報告を求められた場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の整備に関する工事完了報告書（第6号様式）に、当該工事にあたって建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けた住宅の場合にあつては当該検査済証の写し、その他の住宅の場合にあつては登録申請の内容に従って当該工事が行われた旨を建築士等が確認した書類を添えて知事に提出するものとする。

2 登録事業者は、前項に規定するもののほか、法第22条の規定により報告を求められた場合は、登録住宅の管理状況報告書（第7号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

(指示)

第10条 法第23条第1項の規定による指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項に係る指示書（第8号様式）により行うものとする。

2 法第23条第2項の規定による指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を登録基準に適合させるために必要な措置に係る指示書（第9号様式）により行うものとする。

3 法第23条第3項の規定による指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る是正指示書（第10号様式）により行うものとする。

(登録の取消しの通知)

第11条 法第24条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（第11号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	知事が必要と認める図書
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の整備に関する工事にあつて建築基準法第6条第1項又は第18条第2項（同法第87条第	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の

1項において準用する場合を含む。)の規定 による確認又は通知を要する住宅の場合	写し
--	----